

稲沢市ご当地グルメ開発業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施趣旨

稲沢市は、「稲沢市観光まちづくりビジョン（第2次稲沢市観光基本計画）」（以下「計画」という。）に基づき、観光まちづくりを進めています。そして、計画のアクションプランの一つとして「食の魅力づくり・お土産品の開発」を掲げ、稲沢市観光協会、稲沢市、稲沢商工会議所、祖父江町商工会、平和町商工会、JA愛知西等が連携して取り組んでいくこととしています。

これに基づき、本市では「祖父江ぎんなん」「あしたば」といった食材を活用し、今までグルメ開発や特産品開発に取り組んできましたが、一時的な盛り上がりを見せるものの、組織・団体間の横連携、マーケットイン視点（消費者の意見やニーズ把握）の欠如、外部関係者（食やグルメ開発のプロ）の巻き込み、プロモーション不足、何より継続性の面で課題を残し、目ぼしい成果を上げられていません。

一方、市内への観光誘客に目を向けると、「国府宮はだか祭」や「そぶえイチョウ黄葉まつり」といった祭り・イベントの開催時には県内外から多くの観光客が訪れるものの、それ以外の期間は観光目的での来訪者は極めて少なく、通年誘客が大きな課題となっています。また、これに付随して市内での観光消費も伸び悩んでおり、コロナ禍での相次ぐ祭り・イベントの中止が更なる追い打ちをかけています。

以上の課題を踏まえ、稲沢市の食資源等を活用した「稲沢ならではのご当地グルメ」の開発及び定着を目指すとともに、「食」をフックとした観光事業を展開し、地域の新たな魅力を創出することで、通年誘客と市内観光消費の増加に繋げるため、稲沢市ご当地グルメ開発業務の受託候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定します。

2 業務概要

- (1) 件名
稲沢市ご当地グルメ開発業務委託
- (2) 業務内容
別添「稲沢市ご当地グルメ開発業務委託仕様書」のとおり
- (3) ご当地グルメ開発に関する考え方
別添2「稲沢市ご当地グルメ開発に係る基本方針」のとおり
- (4) 提案募集
本業務の目的を理解し、上記「(2) 業務内容」の全ての項目における効果的な業務の遂行について、一括で業務提案を募集します。
- (5) 履行期間
契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
- (6) 提案限度額
2,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）
- (7) 業務担当事務局
稲沢市観光協会
〒492-8525 稲沢市朝府町15番12号
電話：0587-22-1414 ファックス：0587-22-1424
電子メール：inakan@inazawa-kankou.jp

3 参加資格

プロポーザルの実施により事業者を選定するに当たり、以下の全ての要件を満たす法人その他の団体を指名します。ただし、このいずれかの要件に該当しないことになった場合は、指名を取り消すものとします。

- (1) 令和4年4月1日現在における稲沢市の入札参加資格者名簿登録者のうち、「あいち電子調達共同システム（物品）」の以下の分類登録がしてある者

大分類「役務の提供等」→ 中分類「調査委託」→ 小分類「観光関係調査」

- (2) 次のア～エのいずれにも該当する者

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 次の申立てがされていないこと。

① 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

② 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て

③ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 「稲沢市指名停止取扱要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 「稲沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成27年2月9日付け、稲沢市長・稲沢市教育委員会教育長・稲沢市病院事業管理者・愛知県稲沢警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (3) 稲沢市観光協会（以下「当協会」という。）と円滑に連絡調整できる地域に本店又は支店・営業所を有している者

- (4) 本件と類似する業務実績を有する、又は業務目的を達成する結果が期待できると認められる者

4 提案等のスケジュール

項目	時期
実施要領の掲載・公告期間	令和4年4月6日（水）～ 令和4年4月22日（金）
質問書の受付期間	令和4年4月6日（水）～ 令和4年4月22日（金）正午
質問書への回答	令和4年4月27日（水）
参加表明書の提出期間	令和4年4月6日（水）～ 令和4年4月28日（木）午後5時
企画提案書等の提出期間	令和4年4月22日（金）～ 令和4年5月10日（火）午後5時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年5月中旬 指定時刻
評価・採点	令和4年5月中旬
審査結果の通知・公表	令和4年5月下旬
契約内容（仕様等）の調整	結果通知後～ 令和4年6月3日（金）
見積書の提出	令和4年6月7日（火）予定
契約締結	令和4年6月10日（金）予定

※都合によりスケジュールが変更となる場合があります。変更となる場合は、参加事

業者に連絡します。

5 実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

(1) 閲覧期間

令和4年4月6日（水）～令和4年4月22日（金）

※土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。

(2) 閲覧場所

上記2(7)に同じ

※当協会公式ホームページからダウンロードすることもできます。

6 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本実施要領等の内容について質問がある場合は、次の方法で提出してください。

なお、個別での対応は原則行いません。

ア 提出期限

令和4年4月22日（金）正午（必着）

イ 提出方法

電子メールのみ（郵送・電話等は不可）とします。この場合において、宛名は「稲沢市観光協会会長」、件名は「ご当地グルメ開発業務委託に係る質問【事業者名】」とし、事業者名、担当者名、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）を記載の上、任意の様式に質問事項を簡潔にまとめて提出してください。

なお、メール送信後は必ず当協会まで確認の電話をしてください。

ウ 提出先

上記2(7)の電子メールアドレス

(2) 質問書への回答

ア 回答方法

提出された質問への回答は、質問者の名称等を伏せた上で、全ての事業者に対して、令和4年4月27日（水）までに電子メールで回答します。

なお、この回答に対する再質問は受け付けません。

イ その他

当協会からの回答メールを受信したら、下記まで受信確認の電話をしてください。

ウ 連絡先

上記2(7)の電話番号

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

プロポーザルへ参加される事業者は「参加表明書」（様式1）を作成の上、1部提出してください。

(2) 提出期限

令和4年4月28日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとします。ただし、電子メールの場合、宛名は「稲沢市観光協会会長」、件名は「ご当地グルメ開発業務委託に係る参加表明書【事業者名】」

とし、事業者名、担当者名、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）を記載の上、参加表明書を添付し提出してください。

なお、メール送信後は必ず当協会まで確認の電話をしてください。

(4) 提出先

上記2(7)に同じ

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類をA4版（A3版は折込）20ページ以内（表紙を含む。）で作成し、A4縦フラットファイルに製本の上、正本1部と副本9部を提出してください。

この場合において、文字サイズは10.5ポイント以上としてください。なお、文字等の色指定はありません。

ア 企画提案書

様式は任意としますが、仕様書に掲げる業務の目的や内容を踏まえ、次の項目を必ず含めるようにしてください。

① 業務実施方針・グルメ開発に向けた基本的考え方

本業務を受託した場合の業務全体への取組方針・意欲等について記載すること。
また、ご当地グルメ開発に向けた基本的な考え方を具体的に記載すること。

② 具体的な業務実施計画及びスケジュール

ご当地グルメ開発に当たっての詳細なスケジュール、具体的手法、考え方等を提案すること。

③ 業務実施体制

本業務を受託した場合の実施体制、実施責任者及び従事者の氏名、経験年数及び実績等について記載すること。

④ 本業務と同種・類似業務の実績（過去5年以内）

受託年度、業務の名称、契約の相手方、業務内容、履行期間、契約金額等について記載すること。

⑤ ご当地グルメ開発に向けた基礎調査の実施方法及び調査項目の提案

仕様書の「4 業務の内容」-「(3) 基礎調査の実施及び分析」で示す調査業務について、調査の目的、対象、設問項目を含め具体的な実施方法を提案すること。

⑥ ご当地グルメ開発に向けた組織体制、フローの提案

ご当地グルメを開発するに当たり、主体となるべき関係者を巻き込み、どのような組織体制やメンバーで取り組むべきと考えるか、組織フロー図と併せて提案すること。

なお、アドバイザー、ご当地グルメ開発委員会委員長（有識者）等の人選について具体的な考えがあれば、その者の専門分野、所属、氏名、役職等を提案すること。

⑦ ご当地グルメの定着に向けて

ご当地グルメ開発後の定着に向けた基本的考え方を記述すること。また、ご当地グルメを活用した事業展開、取扱店舗の拡大、県内外でのPR方法等開発後のプロモーションをどのように実施していくか、将来の運営に関する具体的な提案を行うこと。

⑧ 稲沢市の特性を捉えた独自のアピールポイント

稲沢市の地域性、観光資源、ポテンシャルなどを総合的に踏まえ、自らが所有するノウハウをどのように活かしていくか、具体的に記載すること。

⑨ その他

本業務の目的を達成するために重要と考える事柄、効果的・効率的な業務執行方法、自らが所有するノウハウを活用した新たなアイデア等があれば積極的に提案すること。

イ 参考見積書

本業務に係る費用について、3年間（各年度毎）の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を各費目の内訳と併せてできる限り詳細に記載してください。

なお、見積書及び見積内訳書の様式は任意とします。

ウ その他補足資料（任意提出）

(2) 提出期限

令和4年5月10日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、持参される場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までを受付時間とします。ただし、正午から午後1時を除きます。

(4) 提出先

上記2(7)に同じ

(5) その他

- ① 提出書類の差し替え、修正、加筆等は認めないものとします。ただし、当協会から要請された事項についてはこの限りではありません。
- ② 提出書類は当協会に帰属するものとし、理由の如何に関わらず返却しません。
- ③ 企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、無断で利用することはありません。ただし、本プロポーザルに関する事務に必要な範囲において、記録及び保存をします。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とします。
- ⑤ 参加表明書の提出後、提出期限までに企画提案書の提出が無い場合は、辞退したものとみなします。

9 契約候補者の選定審査

提出書類を基に、業務の実施方針・内容等に関するプレゼンテーション・ヒアリングを行った後、選定委員（当協会及び稲沢市）が本実施要領に基づき、厳正な審査を行います。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 実施日時

令和4年5月中旬

（詳細な日時等は追って連絡します。）

イ 実施場所

稲沢市産業会館3階 第1研修室

ウ その他

- ① 説明及び質疑応答を含め、1事業者あたり30分程度を予定しています。
- ② 原則として、契約締結後に本業務の主担当者となる方が説明してください。

- ③ 説明用にノートパソコン（パワーポイント 2019 搭載）、プロジェクター及びスクリーンを用意します。
- ④ パワーポイントを使用される場合は、データを CD 媒体又は USB メモリでお持ちください。
- (2) 企画提案内容の採点評価
- ① プレゼンテーション・ヒアリングの終了後、直ちに選考委員で企画提案内容の採点評価を行います。
- ② 得点は、以下の審査項目及び評価の視点に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として評価し、選考委員の評価点の合計により算出します。
- ③ 最高得点を獲得した事業者を契約候補者とし、次に高得点を獲得した事業者を次点者とします。
- ④ 最高得点を獲得した事業者が複数ある場合は、見積金額の合計が最も低い事業者を契約候補者とします。
- ⑤ 契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者と協議を行い決定するものとします。
- ⑥ 配点合計の 6 割を基準点とし、基準点に満たない場合は契約候補者として選定しないものとします。

審査項目	審査の内容	評価基準	配点
企画提案書	業務遂行に対する姿勢	企画内容や自らのセールスポイントが具体的に示されており、本業務に積極的に取り組む強い意志が感じられるか。	5 点
	業務目的の理解度	業務の目的や内容、本市の現状と課題を適切に踏まえた提案がなされているか。	5 点
	開発能力	開発に向けたプロセスやスケジュールは無理が無く、実現可能性を伴った提案がなされているか。	10 点
		基礎調査の実施・結果分析に関する手法や考え方について、適切かつ有効な提案がなされているか。	10 点
		ご当地グルメ開発後の展開や持続的な推進方法等、効果的かつ戦略的な提案がなされているか。	10 点
		開発コンセプトは、稲沢市の新たな魅力創出に繋がり、観光誘客の促進と市内観光消費の増加を期待させるものか。	10 点

関連業務の実績		過去に本業務に類似する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10点
業務実施体制		業務実施体制が具体的かつ明確に示されているか。	5点
		業務を適切かつ円滑に実施するために必要な専門性・経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	10点
		業務実施責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。	5点
参考見積書	当該経費に係る経費	提案金額は、業務を遂行する上で必要かつ妥当であると認められるか。	10点
プレゼンテーション・ヒアリング	取組意欲、説得力	本業務へ積極的に取り組む姿勢が伺えるか。また、説明や回答は、論理的かつ分かり易い表現を用いているか。	10点
合計			100点

(3) 審査結果の通知・公表

- ① プロポーザルに参加した全ての事業者に対し、結果通知書（契約候補者に選定された事業者及び参加事業者数を記載、選考委員名簿等を添付）及びプロポーザル評価表（事業者名（契約候補者以外は匿名表記）、評価点合計、順位を記載）を郵送します。
- ② 審査及び選定結果に対する質疑及び異議の申立ては認められません。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。なお、選定審査後に判明した場合も同様とします。

- ア 上記「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 選定委員及び当協会職員に対して、直接又は間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- エ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- オ プレゼンテーション・ヒアリングの指定時刻までに参集しなかった場合
- カ その他本実施要領に違反すると認められた場合

10 契約の締結

- ① 契約候補者と当協会との間で業務内容の調整を行い、仕様書を確定します。
- ② 随意契約の締結に向けて、契約候補者は確定した契約内容に基づく見積書を提出してください。
- ③ 令和4年度は単年度契約とし、令和5年度及び6年度分については、業務の成果に応じて別に契約するものとします。
- ④ 令和5年度及び6年度の2年度における予算総額は1,500万円の見込みです。ただし、稲沢市からの補助金額であり、市の財政状況に応じて変更となる可能性があります。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する参考資料として、「稲沢市ご当地グルメ開発業務委託」（当協会公式ホームページに掲載：<https://www.inazawa-kankou.jp/> ○○○）を参照してください。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、全て事業者の負担とします。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の提出は、1事業者につき1回限りとします。
- (4) 参加表明書の提出がいずれの事業者からも無かった場合は、本プロポーザルを取り止めることとし、質問書の提出者に通知します。
- (5) 企画提案書に記載された業務実施体制（統括責任者、担当者など）の変更は、業務完了まで原則認めません。
- (6) 郵送中の事故又は電子メールの通信事故があった場合でも、当協会は一切の責任を負いません。
- (7) この業務における成果物は発注者である当協会に帰属します。
- (8) 暴力団等の排除措置により生じる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。
- (9) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに当協会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならないものとします。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

【問合せ先】 稲沢市観光協会事務局（担当：川村）

住所：〒492-8525 稲沢市朝府町15番12号

電話：0587-22-1414 ファックス：0587-22-1424

電子メール：inakan@inazawa-kankou.jp